

令和6年1月12日

民間保育園
認定こども園
給付型幼稚園
地域型保育事業所
認可外保育施設

} 代表者各位

千葉市幼保運営課長

令和5年度千葉市保育所等物価高騰支援事業費補助金（追加分）の実施について

日頃より本市保育行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

標記の補助金につきまして、事業者負担の軽減を図り、保育の質を維持できるよう、物価上昇相当分にかかる補助を実施しているところですが、物価高騰による国の支援が継続していることから、追加分の補助として下記のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

なお、申請につきましては、現在ご案内している補助金（11/2 各園の皆様にご案内 11/20 提出締め切り）とは別途必要となるため、追ってご案内を差し上げます。お手数をおかけしますが、引き続きよろしく願いいたします。

記

【1. 給食費等支援補助（増額分）】

1. 事業内容 給食費における物価上昇相当分について補助を行う。
2. 補助対象園 市内の民間保育園、認定こども園、幼稚園（私学助成・給付型）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、認可外保育施設（ベビーシッター除く）
3. 補助基準額

【3歳未満児】

算出方法：一食当たり約28円*×喫食予定日数×児童数（10月1日時点）

※約51円（380円×物価上昇率13.4%）から約23円（380円×物価上昇率6.2%）を差し引いた額

【3歳以上児】

算出方法：一食当たり約19円*×喫食予定日数×児童数（10月1日時点）

※約35円（258円×物価上昇率13.4%）から約16円（258円×物価上昇率6.2%）を差し引いた額

例) 喫食日数243日（4月からの給食の喫食予定日数）、
児童数が3歳未満児60名、3歳以上児100名の場合

未満児：約28円×243日×60名 = 約408,240円

以上児：約19円×243日×100名 = 約461,700円

※実際の補助額は端数が加味されるため、若干増減します。

4. 補助要件 ①物価高騰に伴う給食費の値上げは実施しないこと。または、当該補助金の額を差し引いて行うこと。
②価格改定のない外部搬入園や、弁当持参等においては、家庭への負担軽減により還元すること。
5. 事業開始年月日 令和5年4月1日
6. 補助対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
7. その他注意事項
- ・一時預かり（定期利用・不定期利用・未就園児預かり）児童分についても補助対象
 - ・休日保育利用児童分は補助対象外（在籍園に対して補助を行っているため）
 - ・3歳以上児は副食費部分について補助

【2. 光熱費支援補助（下半期分）】

1. 事業内容 光熱費における物価上昇相当分について補助を行う。
2. 補助対象園 市内の民間保育園、認定こども園、幼稚園（私学助成・給付型）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、認可外保育施設（ベビーシッター除く）
3. 補助基準額 児童1人当たり1,800円×児童数（10月1日時点）
※公立保育所の児童1人当たり光熱水費年間所要額や、物価上昇率を基に積算
4. 補助要件 補助対象期間（R5.10～R6.3）において、利用児童がいること。
5. 事業開始年月日 令和5年10月1日
6. 補助対象期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日
7. その他注意事項 以下の事業の利用児童は、利用日数や利用時間、利用場所が様々であることなどの理由から、補助額の積算には含まない。
一時預かり事業、休日保育事業、延長保育事業

（問い合わせ）※園類型ごとに担当が異なります。

【保育園・認定こども園・給付型幼稚園・地域型保育事業】

幼保運営課 助成第1班

電話 043-245-5729 Email unei.CFE@city.chiba.lg.jp

【認可外保育施設】

幼保運営課 助成第2班

電話 043-245-5735 Email unei.CFE@city.chiba.lg.jp